

別表第1(第2条関係)

1 介護施設等

施設種別	根拠法令
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	老人福祉法(昭和38年法律第113号)第20条の5、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第26項
特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	老人福祉法第20条の5、介護保険法第8条第21項
短期入所生活介護の事業を行う施設 (特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	介護保険法第8条第9項
短期入所生活介護の事業を行う施設 (特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	介護保険法第8条第9項
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
認知症対応型通所介護の事業を行う施設	介護保険法第8条第18項
小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	介護保険法第8条第19項
グループホーム (認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設)	介護保険法第8条第20項
看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	介護保険法第8条第23項、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12
通所介護の事業を行う施設(利用者に宿泊サービスを提供する施設に限る。)	介護保険法第8条第7項
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6

2 施設整備

整備区分等	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすること。
改修	既存施設の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)をして施設を整備すること。
スプリンクラー設備設置	既存施設にスプリンクラー設備の設置を行うこと。
消火ポンプユニット等設置	既存施設に係るスプリンクラー設備の設置に伴い消火ポンプユニット等の設置を行うこと。
自動火災報知設備整備	既存施設に自動火災報知設備の整備を行うこと。
火災通報設備整備	既存施設に火災通報設備の整備を行うこと。
防災改修等	既存施設の耐震改修等の防災面での改修を行うこと。
非常用自家発電設備整備	既存施設の緊急災害用の自家発電設備の整備を行うこと。
給水設備整備	既存施設の給水設備(受水槽及び地下水を利用するための設備に限る。)の整備を行うこと。
安全対策設備整備	既存施設のブロック塀(劣化、損傷、高さ、控え壁等に問題があるもの)の改修を行うこと。

別表第2(第3条関係)

施設種別	補助対象者	整備区分	補助基本額		補助単位	補助率	備考	
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	社会福祉法人	創設・増築	本体	2,800,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 ただし、補助基本額は補助対象総事業費の2分の1を上限とする。	
			非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
		改修	給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	社会福祉法人	創設	本体	4,480,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。	
			施設開設準備経費	839,000	定員1人当たり	10/10		「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
		改修	防災改修等	15,400,000	1施設当たり	10/10		
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
短期入所生活介護の事業を行う施設(特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	社会福祉法人	創設	本体	2,800,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 ただし、補助基本額は補助対象総事業費の2分の1を上限とする。	
			施設開設準備経費	839,000	定員1人当たり	10/10	「滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。	
短期入所生活介護の事業を行う施設(特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)に併設され、これと一体的に運営されるものに限る。)	社会福祉法人	創設	本体	4,480,000	定員1人当たり	10/10	ユニット型個室の整備のみを対象とする。 「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。	
			施設開設準備経費	839,000	定員1人当たり	10/10		
			改修	防災改修等	15,400,000	1施設当たり		10/10
				非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり		3/4
給水設備整備	総事業費	1施設当たり		3/4				
介護老人保健施設	社会福祉法人、医療法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
			非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
			防災改修等	15,400,000	1施設当たり	10/10		
認知症対応型通所介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	創設	本体	11,900,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。	
			施設開設準備経費	839,000	宿泊定員1人当たり	10/10		
		改修	防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10		
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	創設	本体	33,600,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。	
			施設開設準備経費	839,000	宿泊定員1人当たり	10/10		
		改修	スプリンクラー設備設置	9,710	1㎡当たり	10/10		
			消火ポンプユニット等設置	2,440,000	1施設当たり	10/10		
			自動火災報知設備整備	1,080,000	1施設当たり	10/10		
			火災通報設備整備	325,000	1施設当たり	10/10		
			防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10		
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4		
安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4					

施設種別	補助対象者	整備区分	補助基本額		補助単位	補助率	備考
グループホーム (認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設)	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	改修	防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	創設	本体	33,600,000	1施設当たり	10/10	「滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱」に基づき本市が「施設整備計画」を策定し、滋賀県において採択された事業に限る。
			施設開設準備経費	839,000	宿泊定員1人当たり	10/10	
		改修	スプリンクラー設備設置	9,710	1㎡当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			消火ポンプユニット等設置	2,440,000	1施設当たり	10/10	
			自動火災報知設備整備	1,080,000	1施設当たり	10/10	
			火災通報設備整備	325,000	1施設当たり	10/10	
			防災改修等	7,730,000	1施設当たり	10/10	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4				
通所介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
地域密着型通所介護の事業を行う施設	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
通所介護、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護の事業を行う施設 (利用者に宿泊サービスを提供する施設に限る。)	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	改修	スプリンクラー設備設置	9,710	1㎡当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			消火ポンプユニット等設置	2,440,000	1施設当たり	10/10	
			自動火災報知設備整備	1,080,000	1施設当たり	10/10	
			火災通報設備整備	325,000	1施設当たり	10/10	
養護老人ホーム	社会福祉法人	改修	非常用自家発電設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
軽費老人ホーム	社会福祉法人	改修	防災改修等	15,400,000	1施設当たり	10/10	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。
			非常用自家発電設備整備	9,180,000	1施設当たり	1/2	
			給水設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
			安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	
有料老人ホーム	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 その他市長が適当と認める法人	改修	安全対策設備整備	総事業費	1施設当たり	3/4	「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき、本市が「先進的事業整備計画」を策定し、国において採択された事業に限る。

※特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護の事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設及び看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う施設については、大津市高齢者福祉計画・

介護保険事業計画に基づく施設整備で、大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会において、補助金交付対象として採択されたものとする。

※補助基本額に補助率を乗じた額を交付する補助金の上限額として予算の範囲内で補助する。

※補助対象となる事業費から寄附金等を差し引いた額と、補助基本額とを比較して少ない方を補助金額とする。

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。